

Intellectual Property

Newsletter No.115

Contents

職務発明対価請求訴訟

平成27年改正後の特許法35条に基づき発明考案規定による 職務発明対価支払の不合理性を否定した事例

知財高裁(1部)令和8年3月24日判決〔「ダイフク職務発明」事件〕

審決取消

特許権の存続期間の延長登録を受ける基礎となる政令処分で特定された用途 (医薬品の効能効果)と特許発明の用途との関係(特許発明実施該当性)について

知財高裁(1部)令和8年4月9日判決〔ルビプロストン審決取消訴訟事件〕

商標

暖簾分けの文脈における商標権侵害の成否、 権利濫用の該当性が争点となった事例

大阪地裁(26部)令和8年3月26日判決〔丸万暖簾分け商標権侵害事件〕

著作権

被告による原告グループ名をタイトルやハッシュタグに付した動画の投稿が 原告らのパブリシティ権を侵害しないと判断された事例

東京地裁(29部)令和8年3月25日判決〔「Youtube投稿」事件〕

不正競争

ハンドバッグの形態模倣が問題となった事例

東京地裁(47部)令和8年2月16日判決〔ハンドバッグ事件〕

お知らせ

事務所ニュース

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

職務発明対価請求訴訟

平成27年改正後の特許法35条に基づき発明考案規定による
職務発明対価支払の不合理性を否定した事例

知財高裁(1部)令和8年3月24日判決(令和7年(ネ)第10077号)裁判所ウェブサイト
[「ダイフク職務発明」事件]



松本 健男

PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

本件訴訟は、職務発明対価請求訴訟です。Xは、Yの元従業員で、物品搬送設備のシステム開発業務に従事していた者ですが、物品搬送設備に係る本件各発明を他者と共同して発明した後にYを退職しています。

Yの「発明考案に関する規定」(平成28年8月1日施行。「本件規定」。その後2回改定されており、時期により本件規定1～3。)には、Yが職務発明について発明が完成したときに特許を受ける権利を取得する旨の規定がありました。Yは、本件規定に基づき本件各発明の特許を受ける権利を取得した上で本件各発明を出願し、Xに対して本件各発明の出願報奨金を支払いました。また、Yは、本件各発明のうち特許査定・登録がされたものについて、Xに対し、当該発明に関する登録報奨金を支払うことを通知しましたが、Xから回答がなく支払は未了でした。

Xは、本件各発明に関する特許法35条4項に基づく相当の利益として5775万円の支払を求めて訴訟提起しました(ただし、令和6年3月31日までに発生したものに限った一部請求)。

一審は本件規定及び「実績報奨制度に関する実施細則」(「本件細則」。3回改定されており、時期により本件細則1～4。)に基づき対価を支払うことの不合理性を否定し、Xの請求を棄却しました。Xは控訴しましたが、本判決は控訴を棄却しました。

本件訴訟は、平成27年改正後の特許法35条に基づき「相当の利益」の不合理性について判断したものととして注目に値するものであり、本稿では、ポイントとなる部分をご紹介します。

2. 一審判決

一審判決は、本件規定等の制定経緯、労働組合代表者

との協議の状況、本件規定等の周知状況、本件細則の改定に際しての意見聴取の状況を詳細に認定した上で、大要、以下のように判示し、本件規定及び本件細則に基づき対価を支払うことの不合理性を否定しました。

▶ Yは、本件規定1及び本件細則1の改定にあたり、新たに公表された経済産業省告示131号¹をふまえ、これに忠実な手続をとるべく、労働者の代表としての労働組合に対し、規定の内容を説明するとともに、質問にも応じていた。また、本件細則4への改定に当たっても、社内システムを通じて全従業員からの意見を募ったうえでこれを集約し再度の意見を募り、Xからの本件規定2の改定自体には関わらない個別の意見にも会社としてのスタンスを説明していた。このように、Yは、本件規定及び本件細則の内容説明、運用、改定等について、従業員への意見聴取及びこれに対する応答に関し、慎重かつ真摯、丁寧に当たっていた。また、本件規定及び本件細則の改定の内容は、特段発明者に不利な内容は含まれておらず、むしろ有利に働くものである。

▶ 本件規定及び本件細則は、当時Yの社内システムに掲載されており、毎年の新人研修においても、報奨制度について説明をしていたものであって、また、改定にあつては全従業員に意見を聴取していることと相まって、会社として、開示、周知のために合理的な手段を講じている。

▶ 本件規定は、発明者からの報告を端緒として実績報奨金の審査をすべきことを定めているうえ、本件細則は、実績報奨に関し、事業部及び知的財産部が、当該特許の実績を客観的な指標をもとに数値化して評価し、特許発明の価値を段階的に把握してその等級を決するものであるところ(特級については、別途特級審査委員会の手続において発明者の意見が徴収される。)、事業部は、当該対

¹ 所謂職務発明ガイドライン。

[次ページへ続く](#) ▼

象特許権の実施状況について発明者等から確認するなどされており、その内容(特許実績評価シート)についても、発明者又は担当者において確認できる仕組みになっていること、各種報奨金の支払時においても、問い合わせないし意見聴取の窓口を案内していることからすると、発明者の意見を聴取する機会は相応に確保されている。

- ▶ Xは、本件各発明に対する相当な対価が年間5775万円であることを前提に、本件規定に基づいて対価を算定すると、著しい不均衡が生じるなどと主張する。しかし、X主張の相当対価に根拠があるかは疑問であるが、その点を措いても、特許法35条5項において定める不合理性の判断の観点に、それ自体私的自治に委ねられるとも考えられる対価の額の妥当性が当然に含まれるかは疑問であるし、仮に考慮要素の一要素となり得るとしても、例えば出願報奨、登録報奨の低廉な一時金のみを支払い、その後特許権の実施によって会社が得た利益を分配しないような規定であれば格別、本件細則は、実施に係る特許権等の経済的価値を、利益貢献や競合の排除といった様々な観点から評価して段階的に相応の実績報奨金を支払うものであって、不合理とする点は見出しがたい。

3.本判決

本判決は、一審判決の事実認定及び判断理由をすべて維持しています。その上で、以下の判断を付加しました。

(1)本件訴訟の請求の範囲について

Xが、本件訴訟の対象として、本件各発明につき外国の特許を受ける権利をYに取得させたことによる相当の利益を請求しているのかにつき、本判決は、以下のような判断をしました。

- ▶ 我が国の特許法が、外国の特許又は特許を受ける権利について直接規律するものではないことは明らかであり、特許法35条1項から3項までにいう「特許を受ける権利」が我が国の特許を受ける権利を指すものと解さざるを得ないことに照らすと、同条4項にいう「特許を受ける権利」についてのみ外国の特許を受ける権利が含まれると解

することは、文理上困難であって、外国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求について、同条4項及び7項の規定を直接適用することはできず、これらの規定が類推適用されるにとどまるものと解される。

- ▶ このように、我が国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求と、外国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求とは、法条の適用関係が異なるから、訴訟上、別個の請求を構成するものと解すべきである。

- ▶ これを本件についてみると、Xは、訴状中の請求の原因として、我が国の特許出願番号及び出願公開番号等により本件各発明を特定した上で、「Xは、Yに対し本件各発明に係る特許を受ける権利を譲渡したため、特許法35条4項により、Yより相当の金銭その他の経済上の利益…を受ける権利を有する。」と記載しており、特許を受ける権利に外国の特許を受ける権利が含まれていることを明記しておらず、特許法35条4項の類推適用を主張することも記載していない。加えて、Xは、原審の口頭弁論終結以降、当審においても、Yから、外国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求は本件訴訟の対象外であると主張され、その根拠とするところも具体的に示されていたのに、当審の弁論終結に至るまでの間に、訴えの追加等をしなかった。これらの事実関係によると、Xは、本件訴訟において、Yに対し、特許法35条4項に基づき、本件各発明について我が国で特許を受ける権利をYに取得させたことによる相当の利益のうち、令和6年3月31日までに発生したものを請求していると解するのが相当である。

(2)Xの補充主張に対する判断

Xは、控訴審において本件規定及び本件細則に基づき対価を支払うことの不合理性についていくつかの補充主張を行っており、本判決はこれを踏まえた判断もしています。特に、以下の判示部分は、参考となります。

- ▶ Xは、仮に労使協議が存在したとしても、Xはその時Yに入社していなかったから、労働組合代表者がXを正当に代

次ページへ続く ▼

表しているということではできない旨主張する。しかし、労使協議の時点でXがYに入社していないとしても、本件規定及び本件細則は、新入社員研修においてXを含む新入社員に対して説明がされた上、Yの社内システムの「ダイフク諸規程集」に収録され、Xを含めたYの従業員がいつでも最新のものを読覧できるようにされていたほか、Xは、令和5年3月に実施されたYによる本件細則の改正案について賛同の意を示すとともに意見を述べるなどしていたのであるから、本件規定及び本件細則の存在を認識・理解し、その内容について協議したというのに準じた状況にあったと評価できる。Xは、上記意見に対するYからの回答を読覧することができなかつたと主張するが、そのような事実があったとしても、上記評価を左右するものではない。

- Xは、本件訴訟の提起前にYがXに対して送付した通知には、質問や意見があれば申し出るようにとの記載がないこと、本件規定及び本件細則において、報奨金の審査をする際に発明者の意見を聴く機会が設けられていないこと等を挙げて、発明者の意見を聴く機会が相応に確保されていたとはいえない旨主張する。しかし、Xが指摘する通知は、特許出願報奨金の支払通知に関するものであるところ、そこには、特許出願番号及び発明の名称によりどの職務発明に関する報奨金であるかが明示された上で、Yの知的財産部の電話番号とともに、「報奨金は、発明者連名の場合、持分に応じて均等割りとなります。」「本件に関する問合せは、知的財産部にお問い合わせ致します。」との注意書きが記載されているのであるから、Xは、当該特許出願報奨金がどの職務発明につきされた出願を対象としているかを知り得たといえるし、意見を述べる機会も確保されていたといえることができる。本件規定及び本件細則において、各種報奨金の支給及びその額を決定するに当たり、発明者の意見を聴くことが制度として規定されていないとしても、上記の事情のほか、本件においては、令和6年3月31日までに発生した相当の利益に限って請求がされていることから、通知の対象となった報奨金が特許出願報奨金のみであることも併せ考慮すると、発明者であるXの意見を聴く機会は、相応に確保さ

れていたと評価することができる。

その上で、控訴審も、以下のように述べて本件規定及び本件細則に基づき対価を支払うことの不合理性を否定しました。

- 本件規定及び本件細則の策定に際して使用者等と従業員等との間で行われた協議の状況、策定された本件規定及び本件細則の開示の状況並びに相当の利益の内容の決定について行われるXからの意見の聴取の状況を総合すると、Xが本件各発明について我が国で特許を受ける権利をYに取得させたことによる相当の利益を決定する手続は、適正に行われたものと評価できる。したがって、相当の利益を本件規定及び本件細則に基づいて与えることが不合理であるということではできない。
- 特許法35条は、同条5項に例示する手続が適正であると認められる限りは、使用者等と従業員等があらかじめ定めた契約、勤務規則その他の定めが尊重されることを前提とするものと解されるところ、上記のとおり、当該手続は適正に行われたと評価できるのであるから、Xの主張は採用することができない。

4. 若干の考察

本判決は、2つの点で、実務上、参考になる判決です。

まず、本判決は、我が国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求と、外国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求とは、訴訟上、別個の請求を構成すると判示した点です。従業員側が訴訟を提起する際には、外国の特許を受ける権利を取得させたことによる相当の利益の請求を漏らさないようにする必要があります。

次に、平成27年改正後の特許法35条に基づき発明考案規定による職務発明対価支払の不合理性を否定した点です。平成27年改正後の特許法35条に基づき「相当の利益」の不合理性について判断した判決はまだ現れ始めたばかりであり、使用者にとっては、同条5項の手続としてどのような対応をすべきかを検討するにあたって参考となります。

[目次へ戻る](#)



審決取消

特許権の存続期間の延長登録を受ける基礎となる政令処分で特定された用途
(医薬品の効能効果)と特許発明の用途との関係(特許発明実施該当性)について

重富 貴光

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和8年4月9日判決(令和7年(行ケ)10059号・10064号)裁判所ウェブサイト
〔ルビプロストン審決取消訴訟事件〕

1. はじめに

本件は、X(無効審判請求人)が、特許権の存続期間の延長登録の無効審判請求を不成立とした2件の審決の各取消しを求めた事案です。本稿では、紙幅の制約上、審決取消事由1の判断部分についてご紹介します。

2. 本件発明・本件用途

対象特許¹に係る発明(「本件発明」)は、ルビプロストンを有効成分として含む「オピオイド化合物または抗コリン作用薬による薬物誘発性便秘」処置用組成物を対象とする発明です。

特許権の存続期間の延長登録を受けるに際し、特許法²67条2項の政令で定める処分(本件処分A及びB)の対象となったものについて特定された用途(「本件用途」)は「慢性便秘症(器質的疾患による便秘を除く)」です。

3. 手続の経緯

Xは、無効審判請求において、本件発明の実施に本件処分A及びBを受けることが必要であったとは認められず、延長登録には特許法125条の2第1項1号所定の無効理由があると主張しました。すなわち、本件用途には、本件発明の発明特定事項である「薬物誘発性便秘」に係る用途以外にも、オピオイド化合物又は抗コリン作用薬以外の薬物による慢性便秘症や、薬剤性便秘以外の「機能性便秘(慢性特発性便秘)」、「IBS便秘」及び「症候性便秘」が含まれているところ、本件処分A及びBの対象となった各医薬品(「本件各医薬品」)の製造販売は、薬物誘発性便秘の処置に用いることを発明特定事項とする本件発明の実施には当たらないと主張しました。

審決は、慢性便秘には、器質性便秘のほか、特発性便秘、

症候性便秘及び薬剤性便秘などを含むとされるから、本件各医薬品の効能又は効果である「慢性便秘症(器質的疾患による便秘を除く)」は、慢性便秘のうち特発性便秘、症候性便秘及び薬剤性便秘をいうと認められる等として、本件各医薬品は、本件発明の「オピオイド化合物または抗コリン作用薬による薬物誘発性便秘処置用」という発明特定事項を備えており、本件各医薬品の製造販売行為は本件発明の実施行為に当たるとしました。

4. 審決取消事由1

Xは、審決取消事由1として、審決の上記解釈が誤りであると主張しました。Xは、主張の1つとして、医薬品用途発明は、特許発明の発明特定事項に係る用途に用いられる点においてのみ特徴を有するものであり、「専ら論」(専ら当該用途に用いる場合にのみ特許発明を実施したと認定する手法)又は「ラベル論」(当該用途に用いることが表示されている場合に特許発明を実施したと認定する手法)により、実施の有無が決められるべきであり、「実施」の意義を、特許権侵害の場面と延長登録の要件の場面とで別異に解する理由はないとしつつ、本件各医薬品の製造販売行為は、本件発明の実施には当たらず、本件発明の実施のために、本件各処分が必要であったとはいえない等と主張しました。

5. 知財高裁の判断

知財高裁は、大要、以下のとおり判断して、審決取消事由1に関し、審決を取り消すべき違法はないと判断しました。

▶特許法67条2項にいう「その特許発明の実施」に政令で定める処分を受けることが必要であったというには、当該

¹特許第4332353号。

²平成28年法律第108号による改正前のもの。以下同じ。

次ページへ続く ▼

政令で定める処分によって禁止が解除された行為と、当該特許発明の実施行為との間に、重複する部分があることを要するものと解される。

- ▶本件処分A及びBに関し、慢性便秘は、医学上、原因や病態により、①機能性便秘(慢性特発性便秘とも呼ばれる。)、②症候性便秘、③薬剤性便秘、④器質性便秘などに分類されることが認められる。本件各医薬品の効能又は効果である「慢性便秘症(器質的疾患による便秘を除く)」の中には、本件発明の発明特定事項に係る「薬物誘発性便秘」が含まれている。そうすると、本件各医薬品の製造販売行為は、少なくともそれがオピオイド化合物又は抗コリン薬による薬物誘発性便秘の処置に用いられる場合には、本件発明の実施行為に当たるといえることができる。本件発明の有効成分であるルビプロストンが実際に臨床現場においてオピオイド化合物による薬物誘発性便秘の処置に用いられている事実も認められる。
- ▶したがって、本件処分A及びBによって禁止が解除された行為(本件各医薬品の製造販売行為)は、本件発明の実施行為を含んでいるといえる。
- ▶Xは、用途発明の実施に関する「専ら論」や「ラベル論」の考え方に従うと、本件各医薬品の製造販売行為は本件発明の実施行為に当たらないとも主張する。しかし、特定の行為が特許発明の技術的範囲に含まれるかを判断する場面とは異なり、特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であったというには、当該処分によって禁止が解除された行為と、当該特許発明の実施行為との間に重複する部分があることを要し、かつ、それで足りるというべきである。このような場合には、たとえ特許発明に規定された用途と処分に係る物の用途との間に重複しない部分があるとしても、特許発明の実施行為は、当該処分を受けるまでの間、なお禁止されていたといえるからである。

6 コメント

知財高裁は、特許権の存続期間の延長登録を受ける基礎となる政令処分(特定された用途(医薬品の効能効果)と特許発明の用途との関係(特許発明実施該当性))について、政令で定める処分によって禁止が解除された行為と、特許発明の実施行為との間に、重複する部分があることを要し、かつ、それで足りると判断しました。この判断によれば、政令処分(特定された用途(医薬品の効能効果)と特許発明の用途との重複があれば、政令処分(特定された用途)が特許発明の用途以外の用途を含んでいたとしても、特許発明の実施該当性は否定されないこととなります。

医薬用途発明に係る特許権侵害成否の論点においては、医薬品の製造販売行為について、いかなる場合に医薬用途発明の実施に該当するといえるかについて種々の議論等がされていますが、知財高裁は、延長登録要件及び延長登録無効理由との関係における特許発明の実施該当性については、場面が異なると整理したうえで、別個に規範を示したことが注目されるとともに、今後の実務上の参考となると思料します。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

暖簾分けの文脈における商標権侵害の成否、権利濫用の該当性が争点となった事例



松井 鴻

PROFILE はこちら

大阪地裁(26部)令和8年3月26日判決(令和6年(ワ)第2395号)裁判所ウェブサイト
〔丸万暖簾分け商標権侵害事件〕

1. 事案の概要及び事実の経緯

本件は、宮崎市内にて「丸万」の屋号で鶏肉の炭火焼き等の料理を提供する飲食店を経営する原告が、原告が有する商標権(商標第6329204号及び商標第6329205号。「丸万」のロゴ商標及び「焼鳥丸万」の文字商標。以下「原告商標権」又は「原告商標」)に基づき、福岡市内で同様の料理を提供する飲食店(「被告店舗」)を経営する被告(個人事業主)に対し、被告標章(「丸万」のロゴ標章及び「焼鳥丸万」の文字標章)の使用差止め・損害賠償等を求めた事案です。原告商標権は、いずれも、令和元年10月2日に出願され、令和2年12月15日に登録されています。

「丸万」の飲食事業は、昭和29年頃に原告現代表者の祖母が「丸万」の屋号で開業したことに端を発します。その後、原告現代表者の祖母から、本店と支店がそれぞれ別の子に承継されました。原告は支店を引き継いだ子(原告現代表者の父)が令和元年に設立した会社です。

一方で、被告店舗は、被告の叔父が、原告現代表者の父から「暖簾分け」の許諾を受けて、福岡市内にて、平成6年に開業されました。被告の叔父が、被告店舗の開業に際して、原告現代表者の父から、「丸万」の屋号及び被告標章の使用の許諾を受けていたことには、争いがありませんでした。その後、平成15年に、被告が被告店舗に係る事業を承継したとされています。

原告は、令和2年12月頃に、電話で被告に使用中止を求め、また、令和4年5月2日付けで、被告標章の使用を止めることを求める警告書を発していました。

2. 争点

本稿では、本件の侵害論における争点に係る裁判所の判断内容を取り上げます。

原告商標と被告標章が類似することについては争点とはな

らず、侵害論では、①先使用权(商標法32条)の有無、②許諾による通常使用权(商標法31条)の有無、③黙示的許諾の有無・権利濫用該当性が争点となりました。

裁判所は、いずれの論点でも、被告の主張を認めず、商標権侵害が成立すると判断しました。

3. 各争点に関する判旨

(1)先使用权

裁判所は、以下のとおり、先使用权の成立を否定しました。

- ▶被告店舗は、その開業当時から、原告(ないし丸万本店)の営業を示す「丸万」の認知度や、その特徴的な原告提供料理の顧客誘引力に依拠して営業をしていたものと認められ、これとは別個の、独立して識別される標識として、被告標章を使用していたものとは認められない。需要者においても、原告や丸万本店から別個独立したものではなく、丸万の系列店に準じる店舗として認識されていたものと認められる。
- ▶そうすると、原告商標権が登録出願された時点で、需要者が、被告標章を、原告と被告ないし被告店舗とを区別し、被告の業務に係る商品や役務を表示するものとして認識していたものとは認められない。したがって、被告の先使用权(商標法32条)は認められない。

先使用权の成立には、被告の標章が「自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」ことが必要です(商標法32条1項)。裁判所は、被告店舗は原告や丸万本店の認知度・顧客誘引力に依拠して営業をしていたのであり、被告標章は、被告独自(自己)の識別力として機能していたとは評価できないと判断したものとされます。

(2)許諾による通常使用权の有無

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

裁判所は、以下のとおり、通常使用権の成立を否定しました。

- ▶被告が、被告店舗を、被告の叔父から承継するにあたり、原告代表者の父を含む関係者から同様の許諾を得ていたことを認めるに足りる証拠はない。
- ▶いわゆる「暖簾分け」が、商標権の使用許諾を含む場合はありうるものの、本件においては、原告ないし原告商標権が、被告主張の暖簾分け当時に存在していたものではなく、その許諾が原告商標権の通常使用権を意味することにはならない上、被告の叔父への許諾の内容も詳細は不明であって、少なくとも、許諾を受けた地位が、当然にその事業の承継人(被告)に承継されるとは解されない。
- ▶そうすると、被告は、原告商標権に対する、許諾による有効な通常使用権を有するとは認められない。

(3) 黙示的許諾の有無・権利濫用該当性

被告は、被告店舗の開店以来約30年間、原告関係者から異議を述べられなかったことをもって、黙示的許諾が成立しているとの主張、原告による権利行使が権利濫用であるとの主張を行いました。しかし、裁判所は以下のとおり、被告の主張を認めませんでした。

- ▶原告が、原告商標の使用を被告に黙示に許諾していたとは認められないし、原告の商標権の行使が権利濫用に当たるとはいえない。被告主張の、被告が同一場所で被告店舗の営業を継続していたことや、長年原告の関係者が異議を述べてこなかったことがあったとしても、原告商標権の行使が権利濫用になるものではない。

4. コメント

本件と同じく、暖簾分けの文脈における商標権侵害や権利濫用の該当性が争点となった判例は複数ありますが、例え

ば、守半事件があります(東京地判令和2年1月29日¹、控訴審:知財高判令和4年11月30日²)。守半事件では、訴外Aが開業した守半本店の事業に使用していた「守半」の商標について、その後複数主体が独立して同一又は類似商標の使用を開始した状態において、複数主体の一つである商標権者(X)が、同じく「守半」を含む標章を使用していた別主体(Y)に対し、商標権に基づく使用差止め等を請求した事案です。

守半事件控訴審では、X、Y及び補助参加人(守半本店)の三者がいずれも訴外Aの開業した守半本店と何らかの関わりを有する事業者として、それぞれ独立した事業者として「守半」を含む標章を長年使用しており、「守半」標章の知名度と信用は三者の営業活動により共同して獲得されてきたと認定されました。その上で、商標権取得後も長期にわたりXがYに対して権利行使をしてこなかったことも考慮し、商標権取得以前から正当に行われてきた「守半」標章の使用と社会通念上同一といえる使用行為への権利行使は権利の濫用にあたる判断されました。

これに対し、本件では、被告店舗は原告や丸万本店の認知度・顧客誘引力に依拠して営業をしていたと評価されており、守半事件のように被告が独立した事業者として標章の信用形成に自ら貢献してきたという事情が認められませんでした。また、原告は長期間異議を述べていなかったとはいえ、原告商標権を取得したのと同時期には直ちに使用中止を求めていること等の事情もあります。本件につき、裁判所が権利濫用に当たらないとの判断をした理由について、詳細は判示されていませんが、上記のような事情の違いが結論に影響しているものと思われます。

暖簾分けの文脈における商標権侵害の成否及び権利濫用の該当性が争点となった新たな事例として参考になるかと思いい、ご紹介した次第です。

¹ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89510.pdf>

² <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91601.pdf>

目次へ戻る



著作権

被告による原告グループ名をタイトルやハッシュタグに付した動画の投稿が原告らのパブリシティ権を侵害しないと判断された事例



横山 寧花

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和8年3月25日判決(令和6年(ワ)第70555号)裁判所ウェブサイト
〔「Youtube投稿」事件〕

1. 事案の概要

本件は、共同でYoutubeチャンネル(原告チャンネル)を運営するX1及びX2(Xら)が、Yが自己のYoutubeのチャンネル(被告チャンネル)において、Xらのグループ名(原告グループ名)をタイトルやハッシュタグに付した動画を被告チャンネルに投稿したことが、Xらのパブリシティ権を侵害するなどとして、人格権に基づく差止請求や不法行為等に基づく損害賠償請求等を求めた事案です。

本判決は、原告グループ名には一定の顧客吸引力があると認めた上で、Yによる原告グループ名をタイトルやハッシュタグに付した動画の投稿が、専ら原告グループ名の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえないとして、パブリシティ権侵害を否定しました。本稿ではこの部分をご紹介します¹。

2. 当事者の主張及び裁判所の判断

パブリシティ権の侵害に関し、Xら及びYは以下のとおり主張しました。

【Xらの主張】

- 原告チャンネルは、令和6年10月頃にはチャンネル登録者数が約22万人に達しており、Xらは書籍の出版やメディア出演を行う等高い注目を集めていることから、原告グループ名は顧客吸引力を有している。
- Yは原告グループ名をタイトルやハッシュタグに記載した動画を多数投稿したところ、かかるYの行為は、原告グループ名を動画に付すことで、Xらを誹謗するコンテンツとして差別化を図り、専ら原告グループ名の有する顧客吸引力を利

用するものであるから、Xらのパブリシティ権を侵害する。現に、Yが被告チャンネルに投稿した動画の中で、Xらに言及する動画の視聴回数は他の動画と比較して有意に多い。

- グループ名という、人格、表現活動を象徴する名称を大量に、かつアンチ投稿することは、当該グループ名を希釈化(ダイリューション)、汚染(ポリューション)等するものであり、ブランド価値を毀損するから、パブリシティ権を侵害する。
- Yは、ハッシュタグで原告グループ名を標榜することで、ハッシュタグで検索される動画に大量の被告の動画を混入させ、原告グループ名の持つブランド価値を希釈化し、原告グループ名の持つブランド価値を著しく汚染した。

【Yの主張】

- 動画のタイトル又はハッシュタグに原告グループ名を付す行為は、パブリシティ権の侵害の類型である「商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す」場合とは全く異質のものである。
- 原告グループ名が営業上の信用や顧客吸引力を有するとしても、Xらが主張する希釈化や汚染は、Yの投稿した動画の内容がXらに好ましくないから言えることであり、単に、動画の内容がXらの名誉又は名誉感情を毀損すると主張しているにすぎない。

これらの主張に対し、本判決はパブリシティ権に関する最高裁判決²を示した上で、原告チャンネルの登録者数や、Xらの活動実績等から、原告グループ名につき、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有するとともに、原告グループ名には一定の顧客吸引力があ

1 Xらは、パブリシティ権侵害に関する主張のほか、Yが被告チャンネルに投稿した動画における発言について、名誉感情侵害を主張するとともに、別の動画における発言について、主位的に不正競争防止法2条1項21号の不正競争、予備的に名誉毀損を主張していたところ、本判決は、このうち一部の発言について、名誉感情侵害及び名誉棄損に基づく不法行為の成立を認めています。

2 最高裁平成21年(受)第2056号同24年2月2日第一小法廷判決民集66巻2号89頁(ピンク・レディー判決)

次ページへ続く ▼

ると示した上で、Yによる動画の投稿が「専ら原告グループ名の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるか」について、以下のとおり判断しました。

- ・ 原告グループ名がタイトルに含まれる本件動画1ないし4は、いずれもXらの言動等を取り上げ、これに意見ないし論評を加える内容のものであり、それ以外の原告グループ名をタイトルやハッシュタグに付した動画については、Xらの言動等を話題として取り上げたものであると推認することができる。
- ・ 一般に、Youtubeにおける動画のタイトルは動画の内容を簡潔に表すものであり、ハッシュタグは投稿した動画の分類、検索等を容易にすることを目的として付されるものであるから、このようなタイトルやハッシュタグの役割からすれば、YがXらのことを話題として取り上げた本件動画1ないし4のタイトルやハッシュタグに原告グループ名を付すことはその目的に沿うものといえる。
- ・ 原告グループ名をタイトルやハッシュタグに付した動画の視聴回数が多いことからすると、YにおいてXらのYoutuberとしての著名度便乗し、これを利用する意図が全くなかったとまでは認め難いものの、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきであり、Xらにおいても、専ら原告グループ名の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえない動画について、そのタイトルやハッシュタグに原告グループ名が使用されたとしても、その動画の内容が名誉毀損等の不法行為に当たる場合があることは別論、パブリシティ権侵害には当たらないというべきである。
- ・ 上記ハッシュタグの目的等を踏まえれば、自ら投稿した動画

や自分にとって好ましい内容の動画以外の動画であっても、その内容次第で自分を表す名称がハッシュタグとして付される場合のあることは避けられないのであって、批判的な動画が検索結果に多数表示されることになったとしても、当該ハッシュタグを付する行為が直ちに不法行為を構成するものではない。

3. コメント

本判決は、Youtuberのグループ名について一定の顧客吸引力を認めつつ、動画のタイトル及びハッシュタグとしての使用については、動画の内容を示し、検索・分類を容易にするというタイトル及びハッシュタグの一般的な機能を踏まえ、Yに著名性への便乗の意図が一部うかがえるとしても、「専ら」顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえないと判断したものです。ピンク・レディー判決が示したパブリシティ権侵害の判断枠組みを、動画投稿プラットフォーム上において他者のグループ名をタイトルやハッシュタグとして使用する行為に適用した事例として、実務上参考になると考えられます。

パブリシティ権をめぐるのは、近年、生成AIの普及等を背景に、「声」に対するパブリシティ権の保護の在り方やパブリシティ権侵害による損害賠償請求の範囲等について議論がなされており³、今後の裁判例の集積及び議論の動向が注目されます。

³ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html

不正競争

ハンドバッグの形態模倣が問題となった事例

東京地裁(47部)令和8年2月16日判決(令和6年(ワ)第70219号)裁判所ウェブサイト
〔ハンドバッグ事件〕

和田 祐子

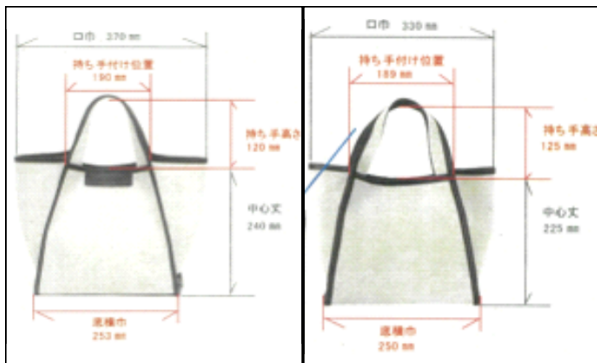
PROFILE [はこちら](#)

1. 事案の概要

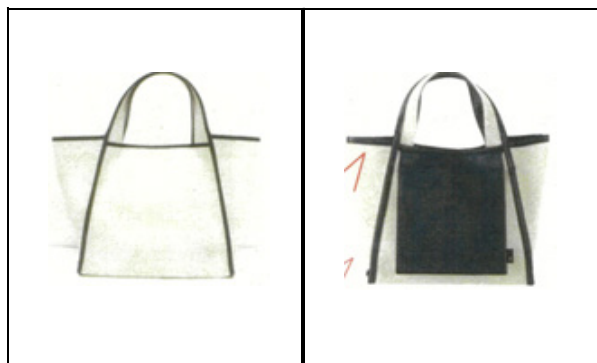
本件は、アパレル製品やバッグの企画・製造・販売等を行うXが、バッグ等の企画・製造・販売を行うYに対し、Yの販売するハンドバッグ(「Yハンドバッグ」)が、Xの販売するハンドバッグ(「Xハンドバッグ」)の形態を模倣したものであり、Yハンドバッグの販売が不正競争防止法2条1項3号に該当するとして、640万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金を求めた事案です。

Xハンドバッグ及びYハンドバッグの写真は以下のとおりです¹。

(正面(左:Xハンドバッグ、右:Yハンドバッグ))



背面(左:Xハンドバッグ、右:Yハンドバッグ)



※Yハンドバッグの背面には、外部ポケットが存在しています。

2. 裁判所の判断

裁判所は、「模倣」(不正競争防止法2条5項)の「同一」について、「作り出された商品の形態に「他人の商品」の形態と相違する部分があるとしても、その相違がわずかなものであり、商品の全体的形態に与える変化が乏しく、商品全体から見て些細な相違にとどまると評価される場合には、当該商品は他人の商品と実質的に同一の形態と評価され得るというべきである。他方、当該相違部分についての着想の難易、相違点の内容・程度、相違点が商品全体の形態に与える効果等を総合的に判断したときに、当該相違点によって商品に相応の形態的特徴がもたらされており、当該商品と他人の商品との相違が商品全体の形態の類比の上で無視できないような場合には、両者を実質的に同一の形態ということとはできない」とした上で、XハンドバッグとYハンドバッグの共通点及び相違点について、以下のとおり判断し、結論としてYハンドバッグの形態がXハンドバッグの形態を「模倣」したと認めず、原告の請求を棄却しました。

<共通点>

✓ Xハンドバッグ及びYハンドバッグは、正面視又は背面視においてパイピングが施された部分が底面からハンドル上部にかけて途切れることなく縦長の略二等辺三角形形状を形成している点、脇面においてハンドル部分を含め略二等辺三角形形状を形成している点、底面において略長方形形状を形成している点、Yハンドバッグのハンドルを捻った場合のハンドルの形状、ハンドル部分の生地に黒色の本革ないしフェイクレザー調の素材、他面にツイル生地ないしツイル生地調の素材を使用している点、バッグ本体の口周りにパイピングが施されており、ハンドル付け根においてパイピングの段差が生じている点等について、共通点を有している。

¹ 掲載写真は、別紙主張整理表の添付写真から引用しているため、写真中に訴訟当事者が記載した説明用の線等が含まれている。

[次ページへ続く](#) ▼

<相違点>

- ✓ Xハンドバッグ及びYハンドバッグは、①本体の正面及び背面から見た際の全体的な形状、②正面に位置するタグの有無、③背面に位置する外部ポケットの有無、④内ポケットの位置及び形状、⑤ハンドル付け根部分の口回りの段差の程度、⑥ハンドル付け根部分の縫製の仕様について相違点がある。
- ✓ 相違点①、④及び⑥については、その相違の程度及び位置等のゆえに、それ自体としてはいずれも取引者及び需要者にとって外観上顕著な相違と認識されるものとは必ずしもいえない程度の些細な相違にとどまる。相違点⑤についても、その相違は認識し得るものの、それ自体としては両商品の実質的同一性を否定するに足りる程度のものとは必ずしもみられない。
- ✓ 相違点②については、Xハンドバッグの正面には原告のブランド名が刻印された黒色のタグが存在している一方、Yハンドバッグの正面にはタグ等は存在しないから、一見して明らか相違といえる。もっとも、Xハンドバッグにおけるタグの大きさ及び位置を踏まえると、商品の全体的形態に与える効果ないし影響は必ずしも大きなものではない。また、商品の外面にブランド名を示すタグ等を配置することは経験則上ありふれた着想といってよく、その位置として、取引者及び需要者が頻繁に目にするであろうバッグの口部付近を選択することも容易に想起されることと思われる。これらの点を考慮すると、相違点②は、それ自体としては、なおXハンドバッグとYハンドバッグの実質的同一性を否定するに足りない些細なものにとどまるとみるのが相当である。
- ✓ しかし、相違点③すなわち背面の外部ポケットの有無についてみると、Xハンドバッグにはこのような外部ポケットがそもそも存在しないのに対し、Yハンドバッグには、背面視において、商品の中心部分にかなり大きな領域を占める形で外部ポケットが存在しており、取引者及び需要者にとって、視覚

的に容易に認識し得るといふにとどまらず強く印象に残るといふべき相違点である。このため、相違点③は、商品全体の形態に与える効果という点ではおよそ無視し得るものではない。仮に、スマートフォンその他小物類を容易に収納及び取出し可能なポケットをバッグに取り付けることは容易に着想し得るとしても、その具体的な寸法、配置及び形状等は商品のデザインに大きな影響を及ぼしかねない要素であり、この点で、Yハンドバッグのようなデザインを着想し採用することは、必ずしも容易ではない。

- ✓ 被告は、証拠によると、相違点③に係るポケットを含む「ルーポケット」をその取扱いに係るバッグに設けることをブランドの「アイデンティティ」と位置付けていることがうかがわれる。Yハンドバッグの紹介画像にも正面のみならず背面をも掲載しているのがみられ、「ルーポケット」は被告において取引者及び需要者に対する訴求ポイントと位置付けられていることがうかがわれることに鑑みると、Yハンドバッグが相違点③に係るデザインを採用するに至った動機ないし背景は、上記コンセプトの一環として理解される。こうした動機等も、Yハンドバッグの相違点③に係る構成に至る着想の難易度を考える上では考慮に入れられるべきである。
- ✓ 加えて、相違点③に係るポケットがバッグの外部とはいえ背面に配置される点については、バッグ背面部はバッグを所持する際に所持者の身体の側に位置することが通常であるとしても、バッグを置いた際には目に触れやすい部位である。また、所持している間も、その持ち方次第では、背面部が完全に外部から視認し得なくなるものでもない。これらの点に鑑みると、バッグ背面部は、正面部との比較において取引者及び需要者に着目される程度は相対的に低いとしても、なお取引者及び需要者の注意を惹くものとみるのが相当である。
- ✓ 以上の事情を総合的に考慮すると、Xハンドバッグ及びYハンドバッグは、前記共通点が存在し、また、相違点①、②、④～⑥がそれ自体では両商品の実質的同一性を否定するに

次ページへ続く ▼

足りない程度の相違にとどまるとしても、少なくとも相違点③は些細な相違とはいえない。

3. まとめ

本件は、不正競争法2条1項3号、2条5項における「模倣」に係る実質的同一性の判断において、従来の判断基準・判断手法を踏襲したのですが、相違部分についての着想の難易度（被告における商品の宣伝方法等の考慮）、相違点が商品全体の形態に与える効果（バッグ背面部の視認性の評価）等について丁寧に事実認定をしており、事例判断としても参考になるものと思われましたので、ご紹介させていただきました。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事務所NEWS

当事務所の知的財産グループは各ランキングにおいて高い評価を得ました。

トムソンロイター社出版のAsian Legal Business(ALB)2026年5月号のALB IP Rankings 2026において、当事務所はJapan部門において、10年連続の高い評価(Tier 2)を得ました。

[Asian Legal Businessのウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2026のIntellectual property分野において、当事務所の弁護士及び知的財産グループが高い評価を得ました。

【分野】

Intellectual property : Tier 3

【弁護士】

Litigation Star : 重富 貴光

[Benchmark Litigation Asia-Pacific 2026のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

Managing Intellectual Property(MIP) が発表したIP Stars 2026にて当事務所の知的財産部門は高い評価を得ました。

【事務所】

Patent disputes - domestic firms部門 : Notable Firms

IP transactions - domestic firms部門 : Recommended

【弁護士】

Patent star : 重富 貴光

[関連サイト\(IP Stars\)](#)

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



Oh-Ebashi LPC & Partners
Recommended Firm 2026

Law Business Research Ltdが発行するIAM (Intellectual Asset Management) Patent1000の2026年版において、当事務所はJapan Domesticの下記分野において高い評価を得ました。

また当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。

【分野】

- Silver : Litigation
- Highly Recommended : Transactions
- Recommended : Trade secrets

【弁護士】

•Litigation

Gold	:	重富	貴光
Silver	:	平野	恵稔
Silver	:	古庄	俊哉
Silver	:	長谷部	陽平
Bronze	:	石津	真二

•Transactions

Highly Recommended	:	廣瀬	崇史
Recommended	:	重富	貴光

•Trade secrets

Recommended	:	重富	貴光
-------------	---	----	----

[関連サイト\(IAM Patent 1000\)](#)

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。